

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第一条関係）…………… 1

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第二条関係）…………… 3

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十一条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十一条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）に</p> <p>同法第五十三條第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二條の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第五十三條第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るもの</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</p>

に限る。)又はこれらの罪に係る同法第五十七条第一項に規定する罪

十一～二十五 (略)

十一～二十五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）に係る部分を除く。）</u>の罪</p> <p>四十～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、<u>第五十条、第五十一条第一項又は第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）に係る部分を除く。）</u>の罪</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）</u>の罪</p> <p>四十～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、<u>第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）</u>の罪</p>

四十一～四十七 (略)

四十一～四十七 (略)